

東京農工大学学位規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (学位授与の要件) 第3条 (略) 2～4 (略)</p> <p>5 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士後期課程、4年制博士課程、一貫制博士課程又は連合農学研究科の博士課程の行う学位論文の審査に合格し、かつ、当該課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認(以下「学力の確認」という。)された者にも授与することができる。</p> <p>6 (略) (退学者の学位論文の提出) 第6条 本学大学院の博士後期課程、一貫制博士課程又は連合農学研究科の博士課程を退学した者が学位を申請するときは、前条の規定を準用する。ただし、当該博士課程に標準修業年限(学則81条の3の規定により計画的な履修を認められた者にあつては認められた期間)以上在学し、学則第71条第1項の規定により教育を受けた上退学した者が、退学したときから3年以</p>	<p>本則 (学位授与の要件) 第3条 (略) 2～4 (略)</p> <p>5 前項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士後期課程、4年制博士課程、一貫制博士課程又は連合農学研究科の博士課程の行う学位論文の審査に合格し、かつ、当該課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認(以下「学力の確認」という。)された者にも授与することができる。<u>ただし、工学府共同サステイナビリティ研究専攻にあつては、標準修業年限(学則81条の3の規定により計画的な履修を認められた者にあつては認められた期間。以下同じ。)以上在学し、学則第71条第1項の規定により教育を受けた上退学した者であつて学位の申請時点において当該退学の日から3年(出産及びそれに続く育児で教育を中断した場合は5年)を経過しない者に限る。</u></p> <p>6 (略) (退学者の学位論文の提出) 第6条 本学大学院の博士後期課程、一貫制博士課程又は連合農学研究科の博士課程を退学した者が学位を申請するときは、前条の規定を準用する。ただし、当該博士課程に標準修業年限以上在学し、学則第71条第1項の規定により教育を受けた上退学した者が、退学したときから3年以内(出産及びそれに続く育児で教育を中断した場合は5年以内。ただし、3年を超えたとき</p>	

<p>内(出産及びそれに続く育児で教育を中断した場合は5年以内。ただし、3年を超えたときは手数料を納付するものとする。)に学位を申請するときは、第4条の規定を準用する。</p> <p>(博士の学位論文の審査委員)</p> <p>第10条 工学府若しくは生物システム応用科学府の博士後期課程又は生物システム応用科学府の一貫制博士課程に在学する者(第6条ただし書に規定する者を含む。)の学位論文の審査委員は、当該学府の教員3人以上を含む5人以上とし、次の各号に掲げる者を含ませるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>は手数料を納付するものとする。)に学位を申請するときは、第4条の規定を準用する。</p> <p>(博士の学位論文の審査委員)</p> <p>第10条 工学府 <u>(共同サステイナビリティ研究専攻を除く。)</u>若しくは生物システム応用科学府の博士後期課程又は生物システム応用科学府の一貫制博士課程に在学する者(第6条ただし書に規定する者を含む。)の学位論文の審査委員は、当該学府の教員3人以上を含む5人以上とし、次の各号に掲げる者を含ませるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第10条の2 <u>工学府共同サステイナビリティ研究専攻に在学する者の学位論文の審査委員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。</u></p> <p>(1) <u>指導教員となり得る資格を有する工学府の教員 2人以上。</u></p> <p>(2) <u>当該学生の研究指導を担当する東京外国語大学大学院の教員 1人</u></p> <p>(3) <u>当該学生の研究指導を担当する電気通信大学大学院の教員 1人</u></p> <p>(4) <u>本学大学院、東京外国語大学大学院又は電気通信大学大学院において指導教員となり得る資格を有する教員 1人以上。</u></p> <p>2 <u>工学府教授会が必要と認めたときは、本学の他の学府、研究科の教員及び他の大学院等の教員等を審査委員とすることができ</u></p>	
---	--	--

<p>第10条の2 (略) (学位記の様式) 第23条 学士、修士、博士及び修士(専門職)の学位記の様式は、別紙様式1から別紙様式12までのとおりとする。 (新設)</p> <p>2 学則第71条の2に規定する <u>博士課程教育リーディングプログラム</u> を修了した者の学位記には、当該プログラムを修了した旨を付記する。</p> <p>別紙様式3(第23条関係) 第3条第2項の規定により授与する修士の学位記の様式</p>	<p>る。ただし、他の大学院等(東京外国語大学大学院及び電気通信大学大学院を除く。)の教員等にあつては、2人を上限とする。</p> <p>第10条の3 (略) (学位記の様式) 第23条 学士、修士、博士及び修士(専門職)の学位記の様式は、別紙様式1から別紙様式15までのとおりとする。</p> <p>2 <u>学則第64条の2に規定する農学府の修士課程コースに置く教育プログラムを修了した者の学位記には、当該プログラムを修了した旨を付記する。</u></p> <p>3 学則第71条の2に規定する <u>教育プログラム</u> を修了した者の学位記には、当該プログラムを修了した旨を付記する。</p> <p>別紙様式3(第23条関係) 第3条第2項の規定により授与する修士の学位記の様式</p>	
--	--	--

<p style="text-align: center;">学位記</p> <p style="text-align: right;">氏名 年月日</p> <p style="text-align: center;">本学大学院○学府○○専攻の△△△△△を 修了したので修士(○○)の学位を授与す る</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">東京農工大学長 氏名</p> <p style="text-align: center;">修○第 号 印</p>	<p style="text-align: center;">学位記</p> <p style="text-align: right;">氏名 年月日</p> <p style="text-align: center;">本学大学院○学府○○専攻の博士の前期の課程を 修了したので修士(○○)の学位を授与す る</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">東京農工大学長 氏名</p> <p style="text-align: center;">修○第 号 印</p>	
<p>備考 △は、工学府又は生物システム応用科学府の場合には「博士課程の前期の課程」を、農学府の場合には「修士課程」を記入する。</p> <p>(新設)</p>	<p>別紙様式4(第23条関係) 第3条第2項の規定により授与する修士の学位記の様式(第23条第2項の規定に基づく場合) [別紙参照]</p>	

<p>別紙様式4(第23条関係)</p> <p>別紙様式5(第23条関係)</p> <p>別紙様式6(第23条関係) 第3条第4項の規定により授与する博士の学位記の様式(第23条第2項の規定に基づく場合)</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">学位記</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">氏名</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">生年月日</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">東京農工大学長 氏名 印</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">修○第 号</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">年 月 日</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">付記 「○○プログラム」の教育課程を修了した</td> </tr> </table> <p>別紙様式5(第23条関係)</p> <p>別紙様式6(第23条関係)</p> <p>別紙様式7(第23条関係) 第3条第4項の規定により授与する博士の学位記の様式(第23条第3項の規定に基づく場合)</p>	学位記	氏名	生年月日	東京農工大学長 氏名 印	修○第 号	年 月 日	付記 「○○プログラム」の教育課程を修了した	
学位記	氏名	生年月日	東京農工大学長 氏名 印	修○第 号	年 月 日	付記 「○○プログラム」の教育課程を修了した			

(新設)

別紙様式8(第23条関係)

第3条第4項の規定により授与する博士の学位記の様式(第23条第3項の規定に基づく場合)

学位記	氏名	生年月日	授与する 博士課程を修了したので博士(○○)の学位を 授与する	「卓越大学院プログラム」の教育課程を修了した	年 月 日	東京農工大学長 氏名 印	博○甲第 号
-----	----	------	---------------------------------------	------------------------	-------------	--------------------	-----------

備考 連合農学研究科を修了した場合には、配置大学を記入する。

(新設)

別紙様式9(第23条関係)

第3条第4項の規定により授与する共同専攻の博士の学位記の様式

学位記	氏名	東京農工大学大学院工学府、東京外国語大学大学院総合国際学研究所及び電気通信大学大学院情報理工学研究科の共同サステイナビリティ研究専攻の博士課程を修了したので博士(学術)の学位を授与する
生年月日	年月日	年月日
東京農工大学長	東京農工大学長	東京農工大学長
東京外国語大学長	東京外国語大学長	東京外国語大学長
電気通信大学大学長	電気通信大学大学長	電気通信大学大学長
博士甲第号		

別紙様式7(第23条関係)

別紙様式10(第23条関係)

別紙様式8(第23条関係)

別紙様式11(第23条関係)

<p><u>別紙様式 9(第 23 条関係)</u></p> <p><u>別紙様式 10(第 23 条関係)</u></p> <p><u>別紙様式 11(第 23 条関係)</u></p> <p><u>別紙様式 12(第 23 条関係)</u></p>	<p><u>別紙様式 12(第 23 条関係)</u></p> <p><u>別紙様式 13(第 23 条関係)</u></p> <p><u>別紙様式 14(第 23 条関係)</u></p> <p><u>別紙様式 15(第 23 条関係)</u></p>	
--	---	--

附 則 (平成 31 年 4 月 1 日教規程第 7 号)
この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。